# 西都市指定給水装置工事事業者のみなさまへ

# 指定給水装置工事事業者制度は5年ごとの更新が必要になります。

※ 現在、指定を受けている工事事業者のみなさまも更新が必要です。

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、 「水道法の一部を改正する法律」が、2019年10月1日に施行されます。

- ●指定の有効期間が無期限から5年間となります。
- ※現在、西都市で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、 初回の更新までの有効期間が異なります。(下表参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1~H11.3.31	改正法施行の前日から1年: <u>2020年9月29日まで</u>
H11.4.1~H15.3.31	" 2年:2021年9月29日まで
H15.4.1~H19.3.31	" 3年:2022年9月29日まで
H19.4.1~H25.3.31	" 4年: <u>2023年9月29日まで</u>
H25.4.1~H31.9.30	" 5年: 2024年9月29日まで

## ●指定更新の要件は<u>水道法第25条の2(指定の申請)</u>に準拠

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠落要件に該当しない者 ※法令第25条の3及び省令第20条に準拠

#### ●更新申請に必要な書類 ※省令第18条に準拠

- ・様式第一号及び第二号
- 機械器具調書
- ·<u>定款</u>及び<u>登記事項証明書</u>(法人) 又は住民票(個人)
- •選任する主任技術者の確認書類 (<u>免状</u>又は<u>技術者証</u>等)

### ◎指定更新申請時に4項目の確認を行います(参考)

※<u>法令第25条の8</u>及び<u>省令第36条</u>に基づいた事業の基準及び運営の基準について確認

- i.指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ii.業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
- iii.給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- iv適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

# ◎4項目確認資料(参考)

- 講習会の受講修了証等
- 外部研修の受講実施履歴等 ※自社内研修は証明不要
- 施工者の経験の有無及び 配管技能の資格の有無(参考)

◇更新申請についてのお問い合わせは 西都市上下水道課 水道工務係 TEL:0983-43-1326